

第5章 若者の社会的自立

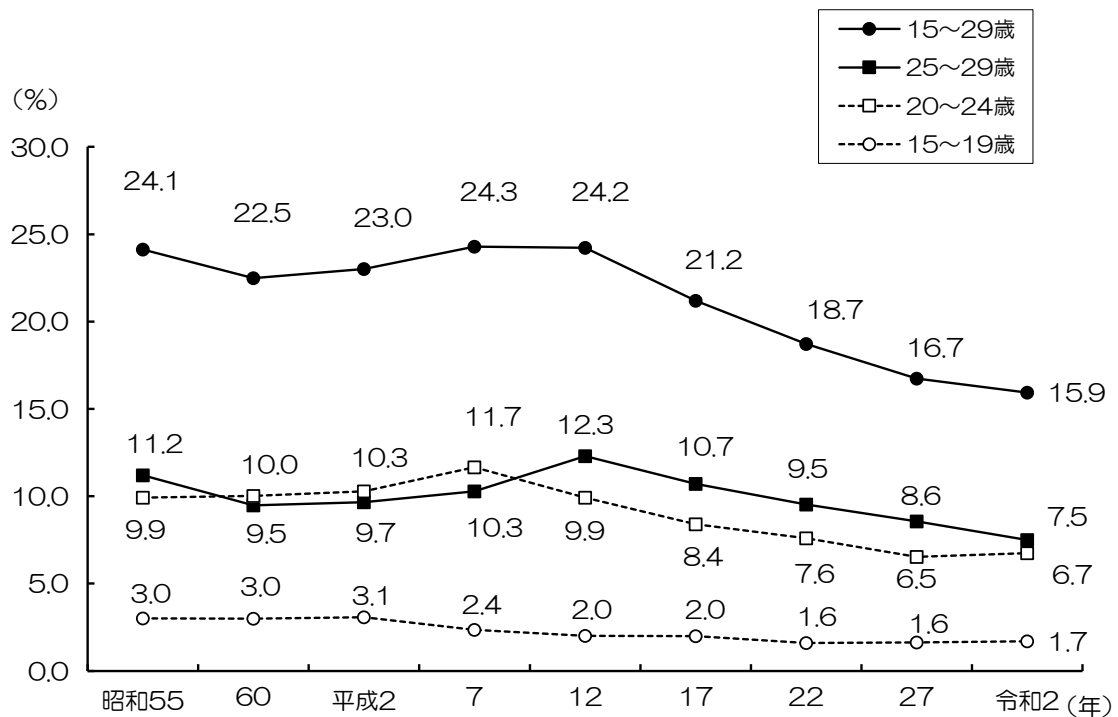
第1節 若者の労働

1. 労働力人口

令和2年の滋賀県の若者人口(15～29歳)は、207,650人で、このうち労働力人口は、109,951人(53.0%)となっており、その内訳は、15～19歳が11,711人、20～24歳が46,504人、25～29歳が51,736人となっています。

総労働力人口に占める若者労働力人口(15～29歳)の割合は、昭和55年から平成12年まではおおむね横ばいで推移していましたが、平成17年以降は減少傾向にあります。令和2年の割合は15.9%で、これを年齢階級別にみると、15～19歳が1.7%、20～24歳が6.7%、25～29歳が7.5%となっています。

第5-1-1図 総労働力人口に占める若者労働力人口の割合の推移



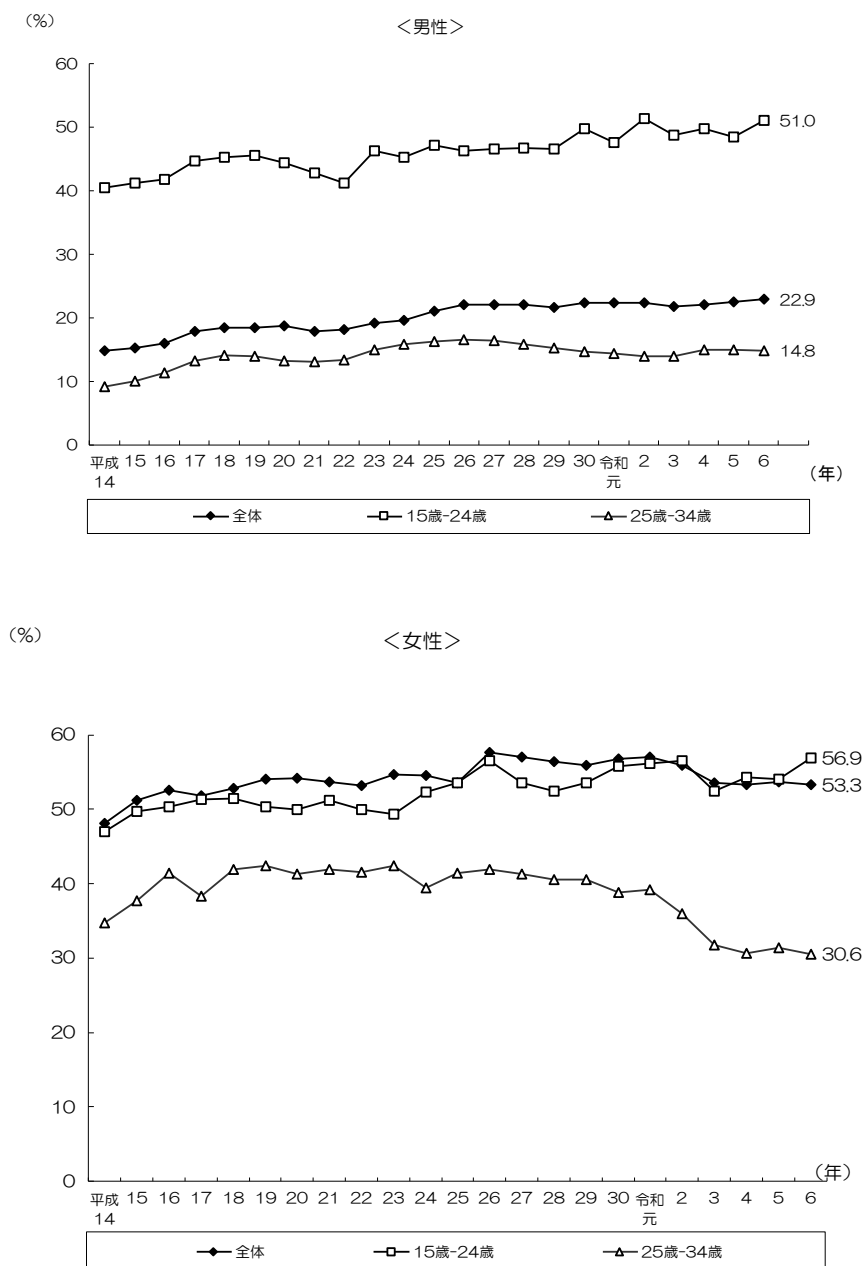
(資料)総務省統計局「国勢調査」より

2. 雇用形態の状況(非正規雇用者比率の推移)

全国ベースで平成14年と令和6年の男性の非正規雇用者の比率を比較すると、全体と15歳から24歳、25歳から34歳の年齢では、それぞれ、14.8%から22.9%、40.5%から51.0%、9.1%から14.8%と大きく増加しています。

同じく、平成14年と令和6年の女性の非正規雇用者の比率を比較すると、全体と15歳から24歳の年齢では、それぞれ、48.1%から53.3%、47.0%から56.9%へと増加しているものの、25歳から34歳の年齢では、34.8%から30.6%へと減少しています。

第5-1-2図 非正規雇用者の比率の推移(全国)



(資料)総務省統計局「労働力調査」より

3. 産業別就業状況

令和2年の本県における 15 歳以上就業者のうち、第1次産業(農業、林業、漁業)に就業する者が 2.4%、第2次産業(鉱業、建設業、製造業)に就業する者が 31.9%、第3次産業(電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店・宿泊業、医療・福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業、公務)に就業する者が 62.5%となっています。

15 歳以上就業者数を昭和 55 年以降の年次別推移でみると、第1次産業は就業者数が大きく減少してきていますが、逆に第3次産業は就業者数が増加傾向にあります。令和2年には第2・3次産業の就業者が 90%以上を占めるに至っています。

若者の就業者(15～29 歳)についてみると、令和2年には、第1次産業が 0.7%、第2次産業が 31.0%、第3次産業が 64.6%となっています。

若者の就業者数の 15 歳以上就業者総数に占める構成比は減少傾向にあり、昭和 55 年には 24.0%を占めていたのが、令和2年には 15.7%となっています。

さらに、当該就業者数を産業別にみた場合、昭和55年以降、第1・2次産業の就業者数は減少傾向を示しています。また、第3次産業の就業者数も、昭和55年以降、平成12年度まで増加傾向を示していたものの、その後は横ばいとなっています。

第5-1-3表 就業者数の割合の推移(15～29歳)

産業 \ 年次	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
全産業									
15歳以上就業者総数(人)	520,211	555,535	600,978	654,947	669,487	680,478	673,612	677,976	666,602
15～29歳就業者数(人)	124,652	123,817	136,459	155,853	158,547	139,149	122,932	111,130	104,437
15～29歳就業者率(%)	24.0	22.3	22.7	23.8	23.7	20.4	18.2	16.4	15.7
第1次産業									
15歳以上就業者数(人)	60,961	46,399	34,527	33,047	23,518	25,145	18,548	17,935	15,971
15歳以上就業者率(%)	11.7	8.4	5.7	5.0	3.5	3.7	2.8	2.6	2.4
15～29歳就業者数(人)	2,031	1,199	735	663	769	751	677	791	752
15～29歳就業者率(%)	1.6	1.0	0.5	0.4	0.5	0.5	0.6	0.7	0.7
第2次産業									
15歳以上就業者数(人)	208,216	229,897	255,076	267,257	259,531	234,322	220,587	220,904	212,389
15歳以上就業者率(%)	40.0	41.4	42.4	40.8	38.8	34.4	32.7	32.6	31.9
15～29歳就業者数(人)	51,950	51,919	59,978	66,971	62,058	45,269	38,445	34,041	32,361
15～29歳就業者率(%)	41.7	41.9	44.0	43.0	39.1	32.5	31.3	30.6	31.0
第3次産業									
15歳以上就業者数(人)	250,556	278,104	309,539	352,168	378,477	411,386	400,229	414,488	416,840
15歳以上就業者率(%)	48.2	50.1	51.5	53.8	56.5	60.5	59.4	61.1	62.5
15～29歳就業者数(人)	70,582	70,428	75,095	87,438	92,719	90,451	76,015	70,910	67,459
15～29歳就業者率(%)	56.6	56.9	55.0	56.1	58.5	65.0	61.8	63.8	64.6
分類不能									
15歳以上就業者数(人)	478	1,135	1,836	2,475	7,961	9,625	34,248	24,649	21,402
15～29歳就業者数(人)	89	271	651	781	3,001	2,678	7,795	5,388	3,865

(資料)総務省統計局「国勢調査」より

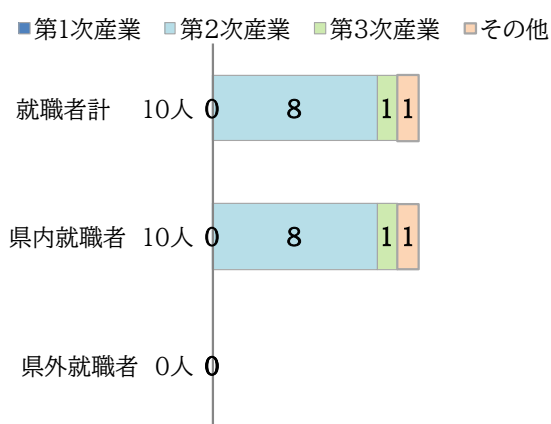
第2節 若者の就職・離職等の状況

1. 新規学卒者の就職状況

(1) 中学校

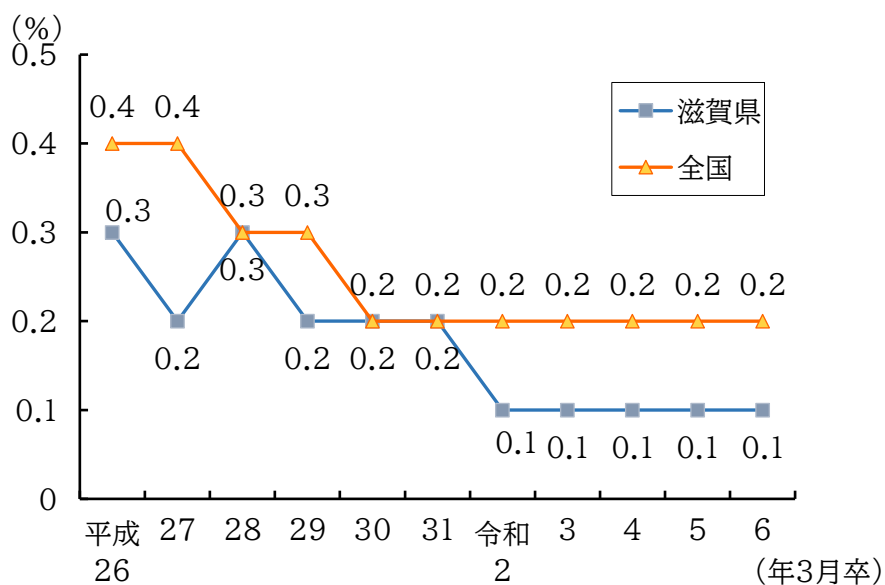
令和6年3月の中学校卒業者のうち、就職者（自営業主等、無期雇用労働者、高等学校等に進学しながら就職している者および有期雇用労働者のうち雇用契約期間が1年以上、かつフルタイム勤務相当の者）は10人（男子9人、女子1人）で前年度より9人減少しました。卒業者に占める就職者の割合は0.1%で、前年度と同じでした。これらを産業別にみると第1次産業0人（0.0%）、第2次産業8人（80.0%）、第3次産業1人（10.0%）、その他1名（10.0%）となっています。

第5-2-1図 産業別就職者数(中学校)



(資料)滋賀県総合企画部統計課「令和6年度学校基本調査報告書」より

第5-2-2図 中学校卒業者に占める就職者の割合の推移

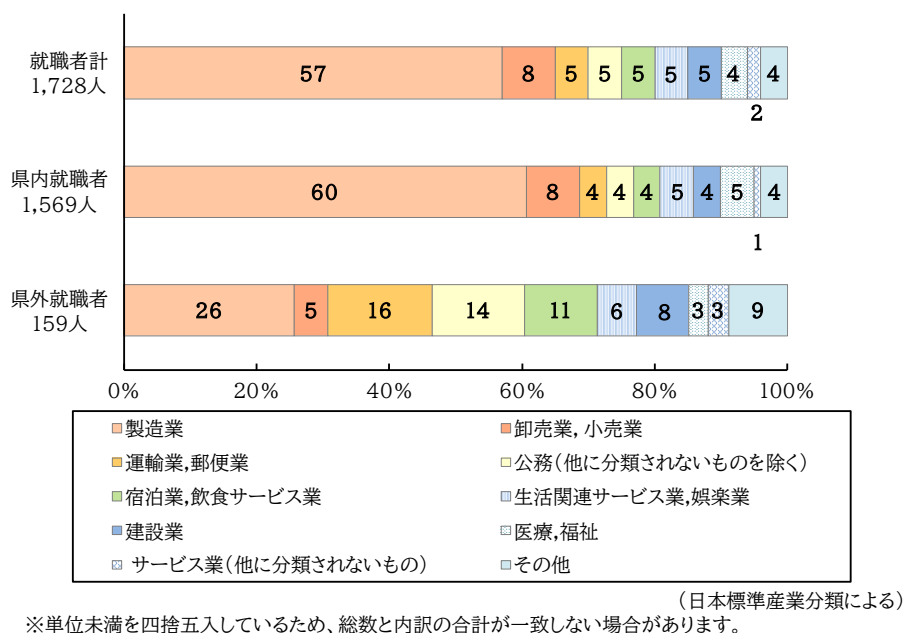


(資料)滋賀県総合企画部統計課「令和6年度学校基本調査報告書」より

(2)高等学校

令和6年3月の高等学校卒業者のうち、就職者（自営業主等、無期雇用労働者、高等学校等に進学しながら就職している者および有期雇用労働者のうち雇用契約期間が1年以上、かつフルタイム勤務相当の者）は1,728人（男子1,023人、女子705人）で前年度より73人減少しました。卒業者に占める就職者の割合は15.3%で、前年度と同じでした。就職者の産業別構成比は、下図のとおりとなっています。

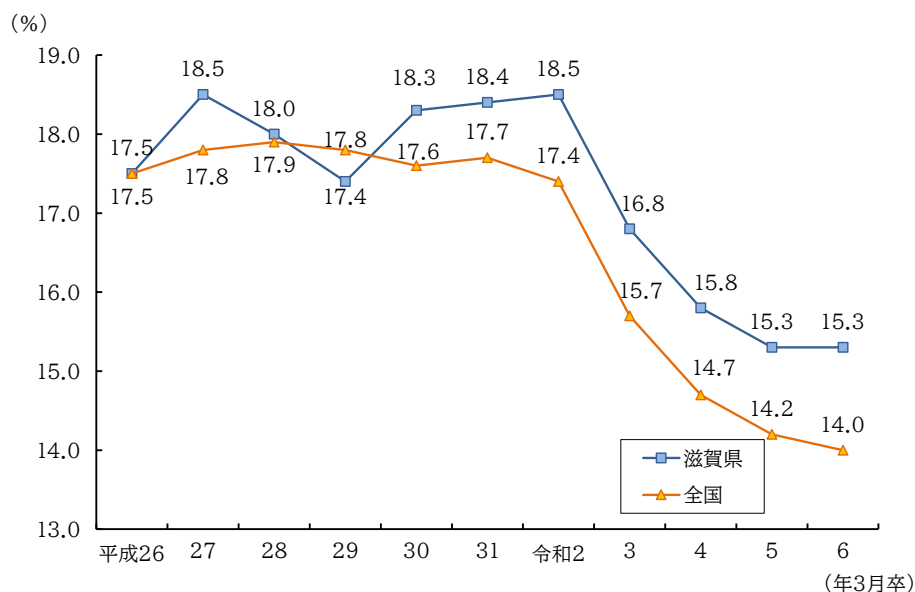
第5-2-3図 就職者の産業別構成比(高等学校)



※単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳の合計が一致しない場合があります。

(資料)滋賀県総合企画部統計課「令和6年度学校基本調査報告書」より

第5-2-4図 高等学校卒業者に占める就職者の割合の推移



(資料)滋賀県総合企画部統計課「令和6年度学校基本調査報告書」より

2. 離職状況

中学校および高等学校、大学卒業者の離職状況をみると、新規学卒者のうち就職後1年間の離職率は、令和5年3月卒業者の場合、中学校卒業者では 33.1%、高等学校卒業者では17.4%、大学卒業者では 10.9%となっています。

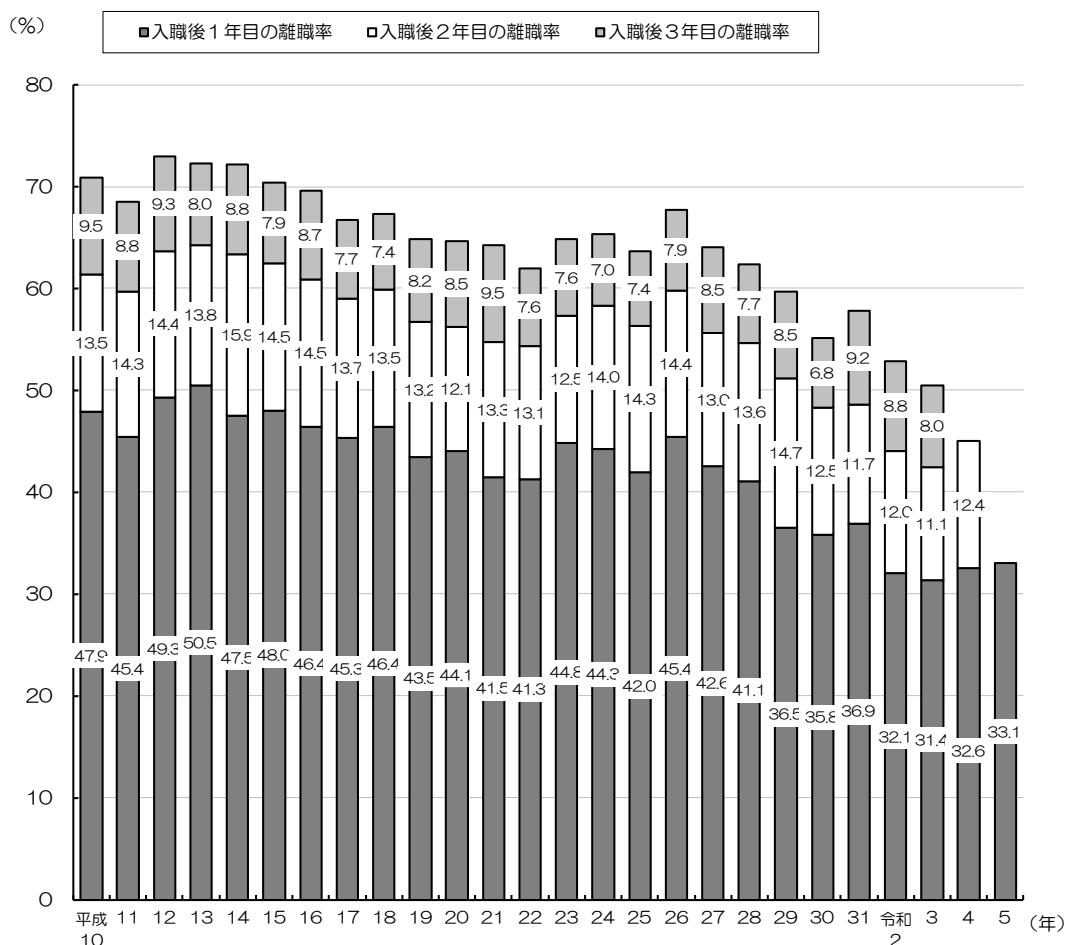
また、令和3年3月卒業者の就職後3年間の動きをみると、中学校卒業者の離職率は1年目31.4%、2年目11.1%、3年目8.0%(累計50.5%)となっています。

高等学校卒業者の離職率は、1年目16.7%、2年目 12.2%、3年目9.4%(累計38.3%)となっています。

大学卒業者の離職率は、1年目12.3%、2年目12.3%、3年目 10.3%(累計 34.9%)となっています。

中学校卒業者、高等学校、大学卒業者のいずれも就職後1年目に離職する率が高く、また、就職後3年間で離職する者の割合は、概ね中学校卒業者で5割強、高等学校卒業者で4割弱、大学卒業者で3割強となっています。

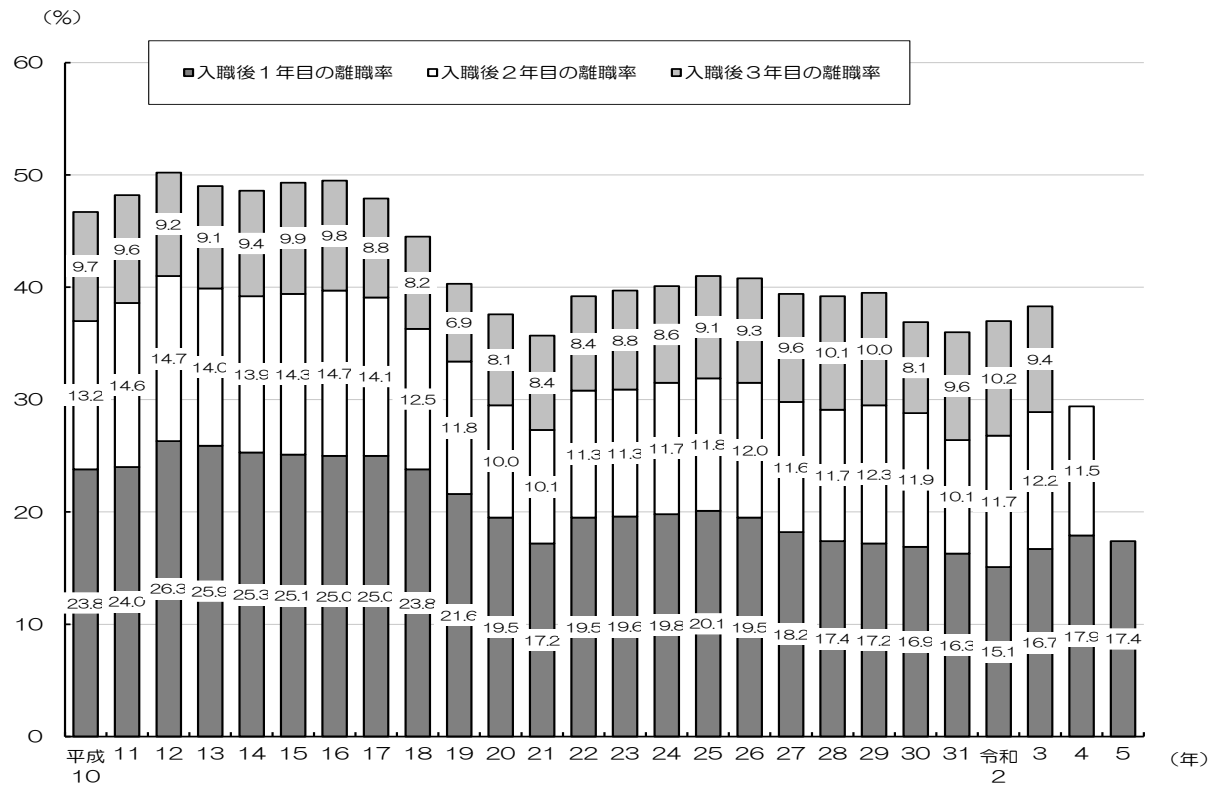
第 5-2-5 図 中学校卒業者の離職状況(全国)



(備考)各年3月卒

(資料)厚生労働省「新規学卒者の離職状況」より

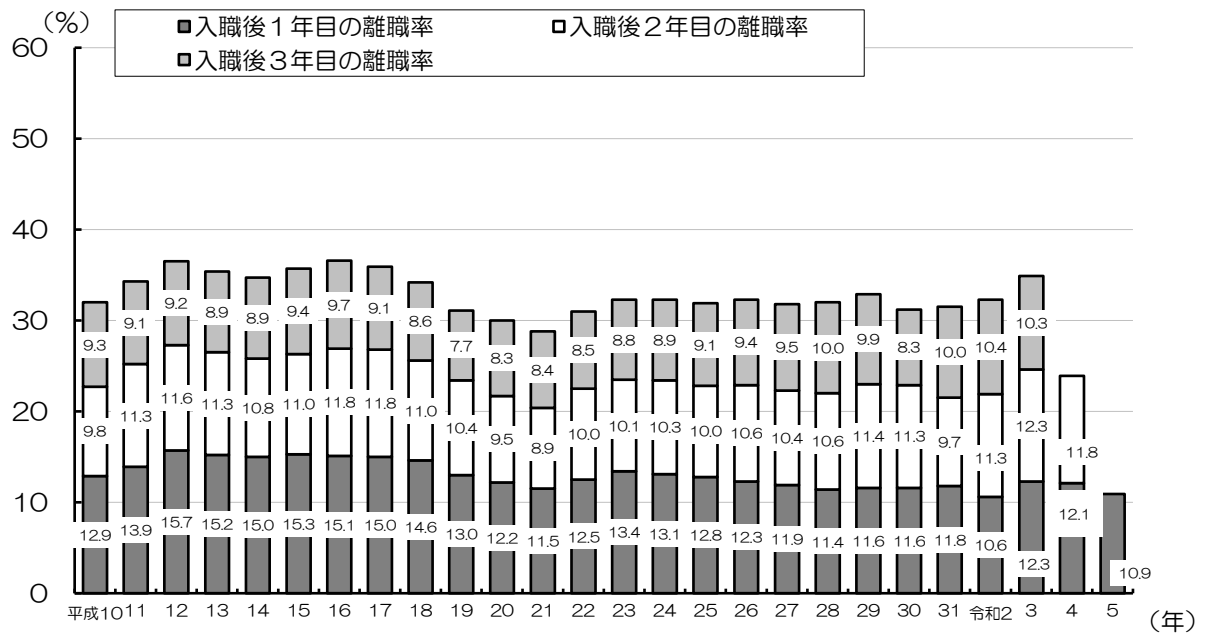
第5-2-6図 高等学校卒業者の離職状況(全国)



(備考)各年3月卒

(資料)厚生労働省「新規学卒者の離職状況」より

第5-2-7図 大学卒業者の離職状況(全国)



(備考)各年3月卒

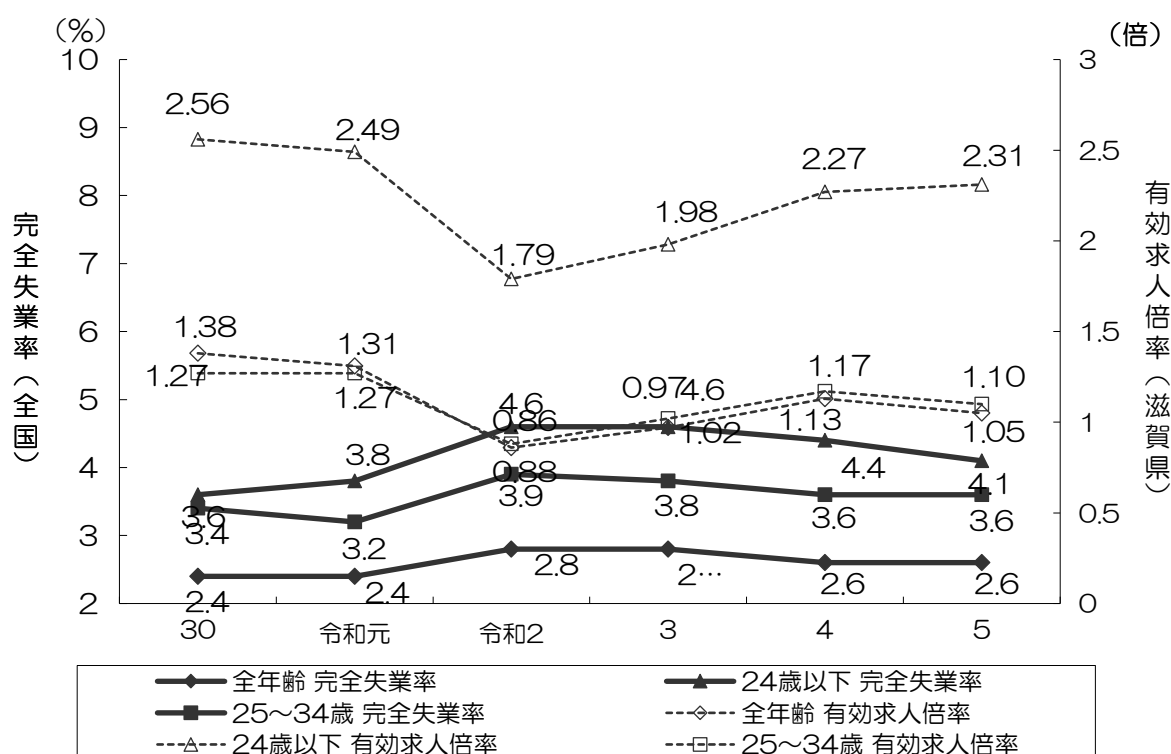
(資料)厚生労働省「新規学卒者の離職状況」より

3. 失業状況

全国の完全失業率は、前年同一の 2.6%となっていますが、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準には回復していません。滋賀県の有効求人倍率(原数値)については、令和5年度は1.05倍と前年度から 0.08 ポイント低下しており、持ち直しの動きにやや弱さが見られます。

若年者についてみると、24歳以下の有効求人倍率は全年齢平均よりも高く推移していますが、完全失業率は全年齢平均より高くなっており、若年者の雇用のミスマッチが生じています。

第 5-2-8 図 有効求人倍率(滋賀県)および完全失業率(全国)推移



(備考)有効求人倍率の年度値は月平均の数値

(資料)滋賀労働局職業安定部「職業安定業務月報」、総務省統計局「労働力調査」より

第3節 労働条件

1. 賃金

(1) 所定内給与額および年間賞与その他特別給与額

「令和5年賃金構造基本統計調査」により、県内の男女別の給与額は、下表のとおりとなっています。

第5-3-1表 県内男女別・産業別所定内給与額および年間賞与その他特別給与額

単位（千円）

		産業計		建設業		製造業		卸売業、小売業		金融業、保険業		サービス業	
		所定内給与額	年間賞与その他特別給与額	所定内給与額	年間賞与その他特別給与額	所定内給与額	年間賞与その他特別給与額	所定内給与額	年間賞与その他特別給与額	所定内給与額	年間賞与その他特別給与額	所定内給与額	年間賞与その他特別給与額
平成30年	男	323.6	1,125.1	371.2	1,115.9	330.9	1,321.6	300.4	843.5	417.7	2,024.3	264.8	571.0
	女	230.7	579.5	222.8	519.9	219.0	584.2	198.5	349.8	268.1	961.2	202.3	221.5
令和元年	男	324.8	1,136.5	348.5	1,012.3	328.6	1,299.8	317.7	940.8	390.6	1,869.8	257.8	491.2
	女	241.9	687.0	244.3	494.8	231.8	730.2	218.9	423.3	274.3	904.4	210.4	243.7
令和2年	男	331.5	1,090.9	312.6	843.6	335.5	1,321.3	333.2	992.6	390.7	1,685.9	261.9	468.0
	女	242.9	607.5	227.7	464.9	240.1	708.8	215.6	390.2	252.1	785.6	208.1	291.9
令和3年	男	316.8	1,029.5	353.4	1,203.5	316.1	1,137.7	305.0	902.4	410.5	1,878.6	256.7	489.5
	女	235.9	553.6	248.3	632.4	224.5	481.8	208.1	438.6	249.5	701.5	204.6	176.5
令和4年	男	331.8	1,061.2	343.0	909.3	323.7	1,210.8	317.8	1,033.5	416.2	2,098.9	286.7	560.2
	女	249.6	616.5	246.6	555.1	227.4	592.1	219.9	524.9	273.1	1,046.1	207.0	304.3
令和5年	男	331.8	1,059.4	357.6	980.3	335.3	1,240.3	324.2	954.9	410.1	1,800.1	276.1	500.3
	女	246.4	646.7	240.2	507.6	243.5	739.4	215.6	396.7	277.4	954.0	219.4	320.0

（資料）厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」より

注1)所定内給与額とは、決まって支出する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額をいう。

注2)サービス業は、サービス業全体平均が算出されていないため、ここでは「サービス業(他に分類されないもの)」を示した。

(2) 新規学卒者の所定内給与額

「令和5年賃金構造基本統計調査」により、学歴別・男女別の新規学卒者の所定内給与額は、下表のとおりとなっています。

第5-3-2表 県内男女別・学歴別新規学卒者の所定内給与額

単位（千円）

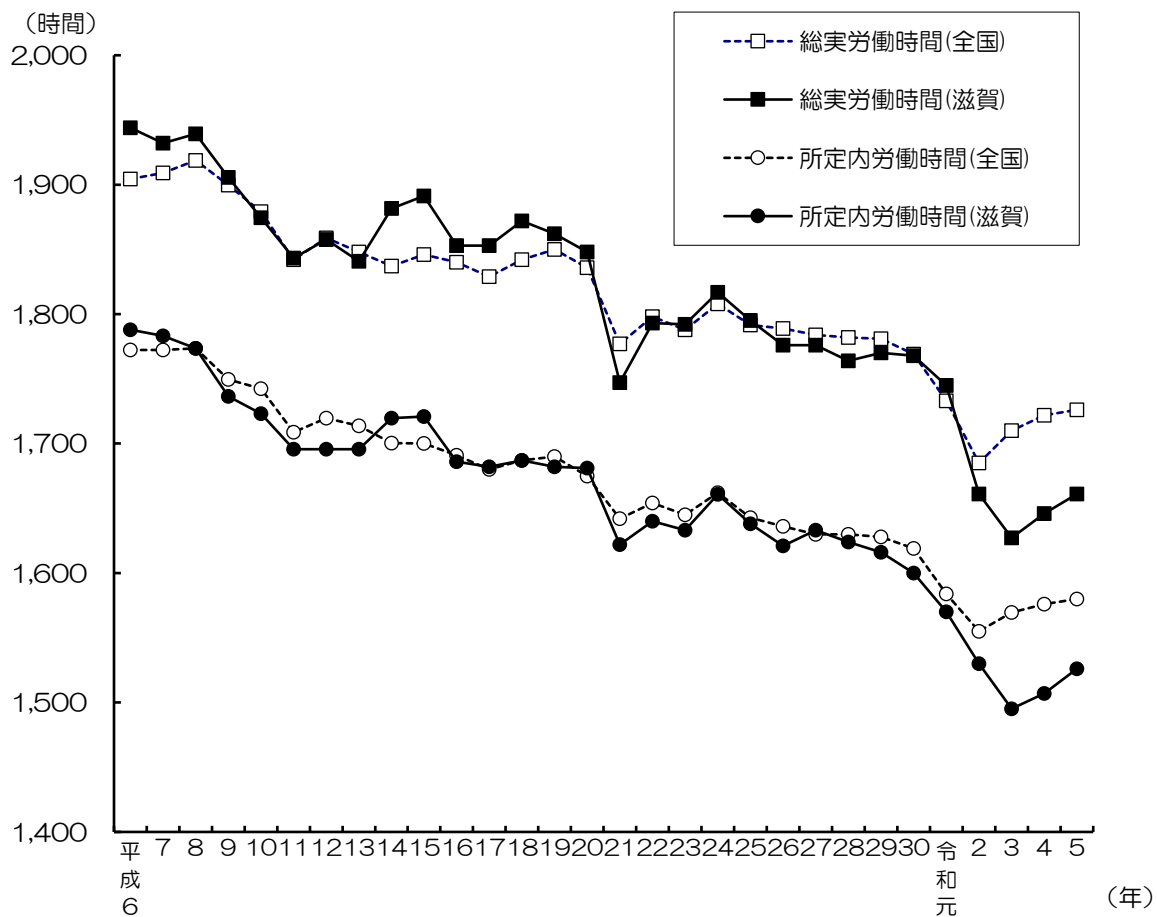
		大卒	高専・短大卒	高卒
平成30年	男	209.8	-	178.8
	女	201.4	-	174.8
令和元年	男	213.8	-	186.9
	女	211.9	-	166.3
令和2年	男	228.9	208.0	179.2
	女	239.9	212.7	182.4
令和3年	男	225.3	193.0	189.7
	女	216.9	192.8	173.4
令和4年	男	233.2	198.6	181.2
	女	229.4	191.0	179.2
令和5年	男	256.0	237.7	199.7
	女	232.5	200.5	195.0

（資料）厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」より ※令和元年以前は推計値

2. 労働時間

令和5年における県内の勤労者の労働時間の状況を「毎月勤労統計調査」でみると、全産業平均の年間総実労働時間は1,661時間となりました。

第5-3-3図 年間労働時間の推移(全国・滋賀県)



(備考)事業所規模30人以上

(資料)厚生労働省、県総合企画部統計課「毎月勤労統計調査」より

第4節 ニート

1. ニートの定義

「ニート(NEET)」とは、1999 年にイギリス内閣府が作成した調査報告“Bridging The Gap”により、認知されるようになったもので、「Not in Education, Employment or Training」の各頭文字をとり、「学校にも行かず、働いてもないし、職業訓練にも参加していない若者」のこととされています。

日本では、厚生労働省が、15 歳から 34 歳までの非労働力人口で通学もしていない、家事もしていない者としています(すなわち、非就業、非求職、非通学、非家事であり、最初の2つで非労働力人口となる)。

若年労働者に職業能力が蓄積されず、社会全体の競争力・生産性が低下する要因ともなることから、ニート対策は、若年者就労支援の課題の一つとなっています。

2. ニートの状況

ニートは外から見えにくく、流動的で移動もあり、個人情報保護との関係もあって、その実態把握が難しいですが、労働力調査および就業構造基本調査を用い下記(1)、(2)のように推計されています。

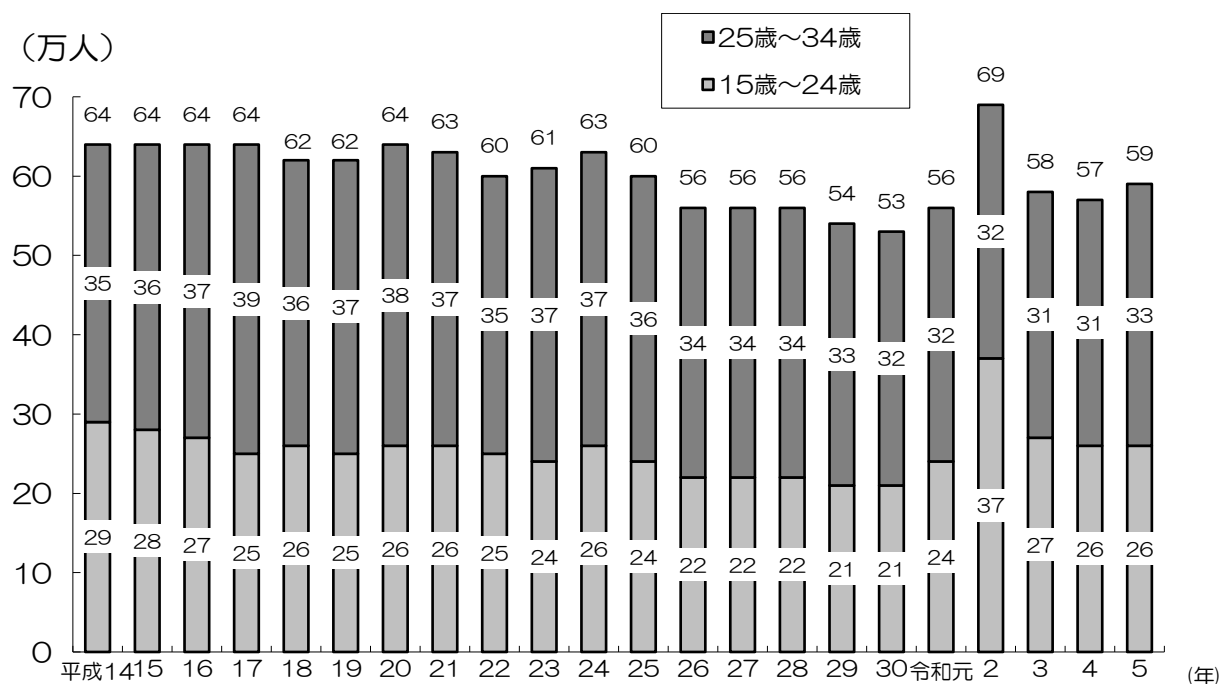
(1) 全国のニートの状況

令和5年 59万人(総務省統計局「労働力調査」より)

(2) 滋賀県のニートの状況

令和4年 約 6,400 人(総務省統計局「令和4年就業構造基本調査」より)

第5-4-1図 ニート数の推移(全国)



(資料)総務省統計局「労働力調査」より

(四捨五入の関係から合計と内訳が必ずしも一致しない)